

議案第 58 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)の施行に伴い、公務員等に係る法律上の欠格条項が改められたことから、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年羽曳野市条例第 382 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加える。

第 12 条及び第 13 条中「、若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 14 条第 1 項中「退職手当は、」の次に「職員が勤続期間 6 月以上で退職した場合又は」を加え、「該当した」を「該当して勤続期間 6 月未満で退職した」に改め、同条第 2 項第 1 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削り、同項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定

により失職し」を削り、同条第 2 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 17 条の 2 第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 18 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中「、若しくは失職し」を削る。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 45 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 6 条 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

## 附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条関係</b> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 12 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を継承した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 省略 以下省略</p>	<p><b>第 1 条関係</b> 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 12 条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を継承した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(<u>同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 省略 以下省略</p>
<p><b>第 2 条関係</b> 職員の分限に関する条例</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、<u>法第 16 条第 1 号</u>に該当するに至つた職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとすることができる。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第 2 条関係</b> 職員の分限に関する条例</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第 6 条 任命権者は、<u>法第 16 条第 2 号</u>に該当するに至つた職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状により特に失職しないものとすることができる。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第 3 条関係</b> 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(超過勤務手当)</p>	<p><b>第 3 条関係</b> 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(超過勤務手当)</p>

<p>第8条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>第9条～第11条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 退職手当は、<u>職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は次の各号のいずれかに該当して勤続期間6月未満で退職した場合</u>に支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には全部又は一部を支給しない。</p>	<p>第8条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>第9条～第11条の2 省略 (期末手当)</p> <p>第12条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(管理者が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(管理者が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 退職手当は、<u>次の各号のいずれかに該当した場合</u>に支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には全部又は一部を支給しない。</p>
---	--

<p>(1) 地方公務員法第 29 条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略 以下省略</p>	<p>(1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条の規定により懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(<u>同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。</u>)をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略 以下省略</p>
<p><b>第 4 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p>	<p><b>第 4 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 17 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～6 省略</p> <p>第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p>

<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3～5 省略 以下省略</p> <p><b>第 5 条関係</b> 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 12 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日、勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれの日に在職する職員又は基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員に対して支給する。ただし、勤勉手当の支給割合については、市長が定める基準による。</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3～5 省略 以下省略</p> <p><b>第 5 条関係</b> 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 12 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日、勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれの日に在職する職員又は基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員に対して支給する。ただし、勤勉手当の支給割合について</p>
--	---

2 省略  
以下省略

**第6条関係**

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第24条 1 省略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 省略  
以下省略

は、市長が定める基準による。

2 省略  
以下省略

**第6条関係**

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第24条 1 省略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 省略  
以下省略